

○総務省告示第二百四十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十条第三項第二号及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の四の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百一十一号（電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月一日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後		改正前
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された株式会社NTTドコモに係る同条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。 一 NTT東日本株式会社 二 NTT西日本株式会社 三 NTTドコモビジネス株式会社 〔四〇七 略〕 八 NTTメディアサブライ株式会社	〔同上〕 一 東日本電信電話株式会社 二 西日本電信電話株式会社 三 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 〔四〇七 同上〕 八 エヌ・ティ・ティ・メディアサブライ株式会社